広報しろね

第45号　昭和40年2月10日

発行所　白根市役所
編集　企画審議室

市の戸籍

総世帯	6,238		
人口	34,749		
男	16,578		
女	18,171		

（39.12月中）

出生	43	婚姻	133
死亡	26	離婚	2
転入	83	転出	101

確定申告始まる

所得税、個人の事業税それに市民税の共同納税相談は、納税者から大変便利であると好評を博していますが、今年度も昨年に引続き、二月二十二日・三日ころ行なわれます。

この共同納税相談は、納税者の便宜をはかるため、税務署、県財務事務所それに市役所が共同で申告の指導や納税相談などを行なうほか、申告書も同時に受け付けるものですから会場（産業厚生会館・駐在室）へ気軽に出向いて、申告や納税の相談を受けるようにしてほしいものです。

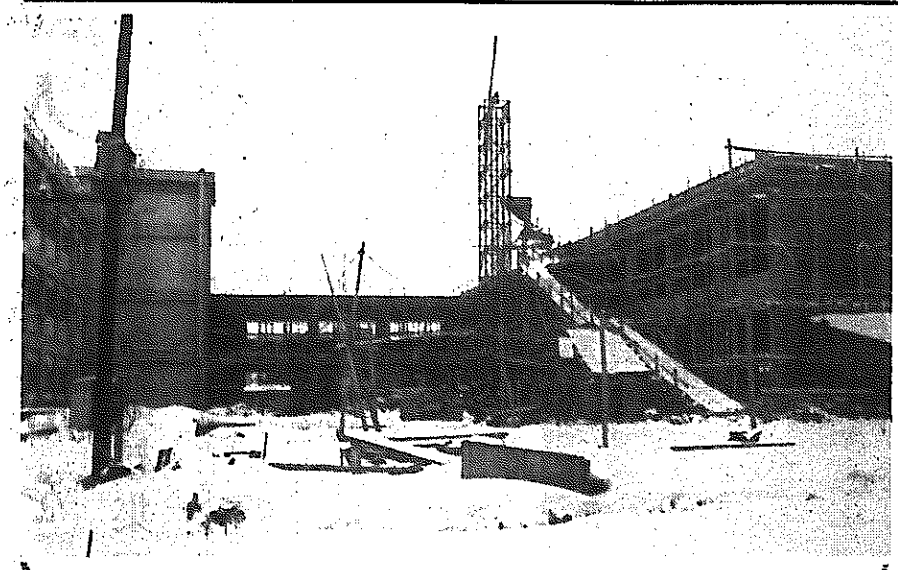

建設工事順調に進む

＝白根高校第三期工事＝

白根高等学校の第三期工事がいま順調にすすんでいます。はじめの計画では体育館と特別教室の校舎が建設される予定でしたが、途中、新潟地震のため予算が組みかえされて、体育館はお預けになり、特別教室七教室が建築中のもの。

工事の完成は四月上旬の予定ですが、今春は一学級増えることになったので、一日も早くその完成が待たれています。

西川校長は「いまは生徒に不便をかけていますが、工事中の特別教室や、第四期工事が完成すれば、りっぱなものができると思います。工事がすべて完成したときの生徒の喜ぶ顔がたのしみです」と語っていました。

写真は四月完成めざして建設が進む第三期工事

働きやすい環境に整備

新しい任期が始まってまもないさる一日、吉沢市長は広報「しろね」編集係の質問に答えて、「党や派閥を越えて全体的な視野から物ごとを考え、田園都市としての性格を生かして、新産都市区域内の一拠点としての役割りを果たす方向に、市民全体が働きやすい白根市を築きたい」と次のように語りました。

市民に直結した市政を

吉沢市長

吉沢市長

市政担当の抱負を語る

―吉沢市政の第一期目は、前任者の残された計画や事業の引継ぎと財政再建、それに災害市長ともいわれたほど、相継ぐ災害の復旧に終始された。第二期目は事実上の吉沢市政のスタートであるが市政担当の決意をうかがいたい。

市長　四年間の経過を振り返ると、前任者の事業の引継ぎ、災害復旧に終始したのは事実である。

新しい任期を迎えるにあたり自分自身の四年間を振り返ってみると、選挙のときの感情を市政に持ち込むことは良くないということで、すべてに臨んできたと思っている。

これまでの市政の足どりをみると、議会においても相当派閥的な感情が残って、とかくそれが繰り返されていたが、できるだけ避ける考えから今回の選挙も出発したし、選挙後もそれにこだわらないで、常に党や派閥を超えて、全体的な視野ですべてを考えて行きたい。そしてどういう方向でそれを処理した方が一番正しく、また市民全体がしあわせになるかに判断の基準を置きたいと考えている。

第二期目の施政担当の上においても、そういうことを第一の問題としてつらぬいて行く方針である。

また、過去四年間の政治的体形を基礎にして、もっと強く市政を推進して行きたい。

―いままで、市長は「情勢の変化に対応して」ということをよくいわれていた。

市長　情勢の変化というけれども、情勢が変ったから、ここでぶっつりといままでの足どりというものが切れて、方向転換されなければならないというものではない。

やはりその歴史というものは、長い間の積み重ねが基礎となって、次の段階に進んで行くことになると思う。そういう観点から白根市の将来を考えてみたい。

現在の白根市は、田園都市的な特徴を非常に大きく持っている地域であるから、おそらく情勢の変化ということをからみ合せて考えてみても、その性格に大きい変化が起きてくることは考えられない。対内的な見とおしとしては現在の農業にしても、商業・工業にしても、白根市全体の産業構造は自身もっと高度化しうる余地があるという考え方をもっている。このような考え方に基づいて、いままで展開してきた各産業の近代化対策を積極的に系統的に推進して行く必要がある。

そして、それを推進して行く過程で白根市を取り巻く情勢の変化を充分考えて行かなければならない。

それで、情勢の変化の中では、国全体の動向はもちろん見のがせないが、とくに新産業都市の建設計画がこれから具体的に展開されて行くので、そこにはおのずから一つの建設構想ができてくる。

これからの白根市は、田園都市としての性格を生かしながら、近隣町村を含めた行政の広域化を進めて、白根ブロックの中心的役割りをはたしながら、新潟地区新産業都市区域内の一つの拠点としての地位を築く方向に、体制をつくることが大きな課題となろうし、この考え方と合せてこれからの行政を進めて行く必要がある。

社会施設を整備充実

具体的な土地利用計画を

―立候補のときの公約に①産業基盤の整備②社会施設の整備策を強く主張されていたが四十年度予算編成の上に、具体的にどのようにあらわす考えか。

市長　項目別に分けたから第一は産業基盤の整備、第二は社会施設の整備拡充という順序でいったけれども、むしろ産業振興対策よりも先んじた社会施設の整備を考えて行く必要がある。その必要性というのは現在の白根の現状からいって、さらには将来の所産業都市地域内における白根市の役割りから、より一層その重要性が倍加してくるし、そういう考え方で、社会施設の拡充対策を推進して行く場合問題になってくるのは、いわゆる行政の広域化という傾向がいまとくらべて、もっと強く出てきていいのではないかということである。

いままでの白根市の建設事業のあとを振り返ってみても社会施設的なものについては近隣の町村と、協力態勢のもとに整備されている。そういう考え方をもっと強く、お互いが持たなければならない。

―具体的な内容としては、産業構造の高度化ともからみあってくる問題なのだが、お互いが働きやすい環境を整備するということが大事なことである。

とくに農業では出かせぎの問題とか労働力について叫ばれ、商工業関係についても、同様に労働力の問題がある。

これらの両面の労働力問題を解決して行くには、やっぱり働きやすい情況に整備することに、こんご充分力を入れて行きたいと考えている。

ここで注意しなければならないことは、積み上げられた計画に基づいて、事業を行うなら、ある程度無理な投資をしても心配はない。ところが基本的な計画なしに、たとえば、単に住宅団地をつくればいいんだという形だけだと、なかなか思い切った投資はできないし、やっても〃むだ〃になることができてくるということである。それで、四十年度に取り上げて行かなければならないことは、その前提となる土地利用計画をもっと具体的なものに仕上げて、それに基づいたそれぞれの部門別の施策を展開して行く体制を、早急につくり上げて行かなければならないということではなかろうか。

〃広い視野で市民サービスを〃

吉沢市長　市役所全職員に説示

さる二十二日の白根市長選挙で再選された吉沢市長は、新しい任期が始まる二十七日午前十一時から、産業厚生会館に市役所の全職員を集めて再任後初の説示を行ない「自分自身は生れ変わった気持でしかも決意を新たにして、市民に直結した市政を展開して行きたいが、これからの行政は、広域化の方向をたどっているので、単に白根市の職員としてではなく、もっと広い視野から、今後の市民サービスにつとめてもらいたい」と次のように述べました。

これからの施政の基本的な目標は、選挙の際に市民各位に約束したように、党派を越えて市民に直結した市政を展開したいと考えています。

行政の推進上においては、常に市民に対するサービスに徹底して行きたいと思います。この場合、サービスの場所としての市役所の狭さが問題になっていたようですが、市民に対するサービスは市役所の窓口のスペースによるものではなく、職員の心がけで狭さは克服できます。

もちろん、庁舎の問題も今後の施政の上でとりあげ、できるだけ早く方向づけをしなければならないことは当然でその点は任期中に充分考えてみたい。それ以前に、白根市の現状をみると、市民が要望されている、いろいろの仕事があるので、その情勢のなかにあることを第一線のサービスを担当する職員のみなさんからふくんでもらって、サービスに欠けることのないように精進してもらいたい。

これまでの四年間は、みなさんと共に、白根市の基礎造りをして来たが、これからはその基礎の上に積極的に市の体制を整備するようにしたい。

とくに、白根市は新潟地区新産業都市区域の一環となっているのにあわせて、最近の地域開発の動向から考えて、これからの行政は必然的に広域化の方向をたどっています。

白根市は、単に白根市だけの存在でなく、もっと広い視野から今後の行くべき方向をみつめなければならない。

したがって市の職員は、白根市の職員としてではなく、白根ブロックの中心としての職員であり、ブロック内の指導的立場にあるんだということを自覚してもらって、今後の努力をやってもらいたい。

日常の職務上の態度は、年頭のあいさつで述べたが、要は明るく心をあわせてやって行くことが大切であります。

きょう、新しく任期が始まるときに際して、自分自身、ここで生れ変わった気持でしかも決意を新たにして、今後の市政を担当して行きたいので、どうかいままでより以上に全職員一致協力の上でご支援をいただきたい。

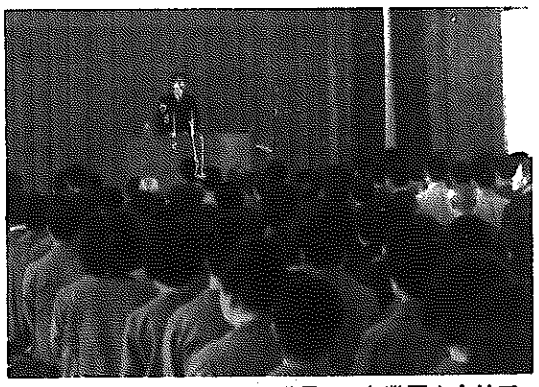

市長の説示を聞く市役所職員　―産業厚生会館で―

堤正男さんが人権擁護委員に

さる十二月十五日、堤正男（白根―七軒）さんは人権擁護委員として法務大臣から再委嘱されました。

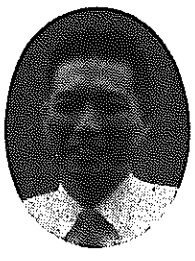

堤正男さん

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるもので本市には五十嵐武夫（大郷―西酒屋）さん、関根竜作（白根―桜町）さん、堤正男さんの三人が委嘱を受けていましたが、堤さんは十二月十五日に任期が切れたため、その日すぐ再委嘱を受けたものです。

人権擁護委員とは、国民ひとりひとりに与えられた基本的人権をまもるためにあるのです。人権擁護委員は無料で相談に応じてくれますし、相談した内容は絶体に他にもれるようなことはありませんからつぎのような問題でおこまりのかたは自由に自宅へお出かけください。

私的制裁、人身売買、村八分、強制圧迫、教育を受ける権利の侵犯、酷使虐待、差別待遇、生活権の侵犯、その他こまっている問題

「印紙税の解説」

契約書には印紙を

不動産の所有権移転の証書を作成した場合には、印紙をはらなければなりません。不動産の所有権移転の証書とは土地、家屋、立木などの売買契約書とか、これらの売り渡しを証明する書類などをいい、相続のときの財産を分配する協議書とか、贈与を証明するような書類、法人を設立するときの出資財産（不動産）の引継書なども含まれます。